厚生労働大臣の定める掲示事項

2025.06

病院管理者：院長　横峯　憲吾

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について（１０対１看護基準）

９：００～１７：３０　看護職員１人当たりの受け持ち数は平均 4 人以内

１７：００～９：００　看護職員１人当たりの受け持ち数は平均 13 人以内

当院は、急性期一般入院料（日勤、夜勤あわせて）入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. DPC 対象病院について（２０２５年６月現在）

当院は入院医療費の算定に当たり、２０１８年４月より、包括請求と出来高請求を組み合わせて算定する「DPC 対象病院」となっております。

※医療機関別係数 1.3403（基礎係数 1.0451＋機能評価係数Ⅰ0.2347＋機能評価係数Ⅱ0.0489 等）

5. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

6. 当院は関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

1）入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（夕食については　午後 6 時以降）適温で提供しております。

2）基本診療料の施設基準等に係る届出

・医療ＤＸ推進体制整備加算
・一般病棟（急性期一般）入院基本料２
・救急医療管理加算
・診療録管理体制加算３
・医師事務作業補助体制加算２
・急性期看護補助体制加算
・感染対策向上加算２
・連携強化加算
・サーベイランス強化加算
・後発医薬品使用体制加算２
・データ提出加算２
・入院時食事療養（Ⅰ）

3）特掲診療料の施設基準等に係る届出

・二次性骨折予防継続管理料１・３
・院内トリアージ実施料
・夜間休日救急搬送医学管理料の注３に掲げる救急搬送看護体制加算
・検体検査管理加算（Ⅰ）
・ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影・16 列以上 64 列未満のマルチスライスＣＴ
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
・（胃瘻造）医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
・（看処遇２１）看護職員処遇改善評価料２１
・（外在ベⅠ）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
・（入ベ３０）入院ベースアップ評価料３０
・酸素の購入単価

7. 保険外負担に関する事項について

当院では、特別療養環境室、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

室料差額料

・個室：１床　３１０号室　料金１１，０００円　・個室：１床　４０３号室　料金４，４００円
・２人部屋：２床３０１号室　料金３，３００円　・２人部屋：２床４０２号室　料金３，３００

8. 院内トリアージについて

当院では、来院された患者さまの状態を速やかに評価し、緊急度区分に応じて、診療の優先順位付けを行う院内トリアージを実施しておりますので、来院順の診療とならない場合、又はお待たせする場合がありますことを予めご了承ください。

9. 患者相談窓口について

当院では、「メディカルサポートセンター」を設置していますので、お気軽にご利用ください。診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと、患者さんの立場に立ち、問題解決のためのお手伝いをします。

10. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

11. 厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について（２０２４年１月～１２月）

院内掲示をする手術件数（医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 5 号及び第 6 号に掲げる手術）

・区分２に分類される手術	手術の件数
ア　靭帯断裂形成手術等	３７

・その他の区分に分類される手術	手術の件数
ア　人工関節置換術	１２

12. 看護職員の負担軽減および処遇改善に関する取り組み事項

看護職員の負担軽減および処遇改善に関する取り組み事項

当院では看護職員の負担の軽減および処遇の改善に質することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実地しております。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

１．看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

（１）看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者

（２）看護職員の勤務状況の把握等

（３）多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議

２．看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

（１）業務量の調整

・時間外労働が発生しないような業務量の調整

（２）妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

・育児休業　・介護休業　・子の看護休暇・所定外労働の制限

・時間外労働の制限　・深夜業の制限　・育児短時間勤務　・介護短時間勤務

（３）看護補助者の配置

以上